

防火扉点検基準 明確化へ！ - 西日本防災システム

2013 12 23

12月22日国土交通省は、防火扉の定期点検と地方自治体への報告を義務付ける対象施設を明確化する方針を固めたようです。病院など大型施設のほか、診療所のような規模の小さな施設も対象とする方向で調整しているようです。

福岡市の有床診療所**安部整形外科**で10人が亡くなった火災を受けての措置で、早ければ来年の通常国会に**建築基準法改正案**を提出するようです。

現行法では、不特定多数の人が集まる施設について、防火扉が作動するかどうかを所有者が定期点検し、自治体に報告するよう規定されています。ですが、どのような施設を対象とするかの判断は自治体に委ねられており、今回火災現場となった安部整形外科は福岡市の点検対象外だったようです。

今回の火災では防火扉の大半が作動せず被害の拡大の一因となったことから、国交省は小規模施設の点検を強化する必要がある判断したようです。改正案では、所有者が定期点検を行わなかった場合の罰則も盛り込むことも検討するようです。



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAL SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ 